

奈良県告示第二百九十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十
一条第一項の規定に基づき、生駒市から大和都市計画地区計画（生駒市緑ヶ丘東地区、
生駒市高山学研地区）の変更に係る図書の写しの送付があつたので、同法第二十一条第
二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、奈良県県土マネジメント部地
域デザイン推進局まちづくり連携推進課県土利用政策室において縦覧に供する。

令和四年一月十四日

奈良県知事 荒井正吾